

令和4年4月20日
消費者庁消費者政策課

「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律
における『販売業者等』に係るガイドライン（案）」
に関する意見募集の結果について

消費者庁では、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律における『販売業者等』に係るガイドライン（案）」について、広く国民の皆様にご意見を募集いたしました。

提出された御意見のうち、本件に直接関連する御意見及びそれに対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

御協力いただきありがとうございました。

- 1 意見募集期間：令和4年2月24日（木）～令和4年3月25日（金）
- 2 意見提出方法：郵送、FAX、インターネット（電子政府の総合窓口〔e-Gov〕意見提出フォーム）
- 3 意見総数：54件
（このほか、今回の意見募集とは直接関係しない意見1件）
- 4 意見の概要及び意見に対する消費者庁の考え方：別紙のとおり

「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律における『販売業者等』に係るガイドライン（案）」に関する意見の概要及び当該意見に対する消費者庁の考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
(計 54 件)	
<「1. はじめに」関連>	
<p>「近年、取引デジタルプラットフォーム上における個人間取引の拡大に伴い、一般的な生活領域の範囲を超えた取引が見受けられる。その結果、いわゆる「隠れB」と称される者など、「販売業者等」に該当すると考えられる者も出現している。」に関し、取引デジタルプラットフォームを利用する個人が「販売業者等」に該当する例があったということでしょうか。又は、「近年」以前より販売業者等であった者が近年取引デジタルプラットフォームを利用して個人を仮装する例があったということでしょうか。</p>	<p>御指摘の記載は、近年、例えば、「販売業者等」に該当する者が、フリーマーケットサイトで個人を装って模倣品を販売しているというような事例が見られることを踏まえたものです。</p>
<p>「近年、取引デジタルプラットフォーム上における個人間取引の拡大に伴い、一般的な生活領域の範囲を超えた取引が見受けられる。その結果、いわゆる「隠れB」と称される者など、「販売業者等」に該当すると考えられる者も出現している。」に関し、文意が曖昧なので明確にするべきです。</p>	<p>当該記載は本ガイドライン（案）の背景を説明しているものですが、取引デジタルプラットフォーム上における個人間取引の拡大に伴い、個人が一般的な個人としての社会生活の範囲を超えて取引を行うことが見受けられ、その結果、「販売業者等」に該当する者が個人として取引を行っている、いわゆる「隠れB」と称される者なども出現しているという趣旨の記載であり、文意は明確であると考えていますので原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>「一般的な生活領域の範囲」の「生活領域」とは、通常理解では、生活圏、即ち、行動の地理的範囲を指すと考えられますが、間違えてないでしょうか。</p>	<p>「生活領域」とは、個人としての社会生活という趣旨で記載しております。</p>
<p>「一般的な生活領域の範囲」について、「領域」と「範囲」は意味が重複しますが、敢えてその両方の語を用いる理由は何でしょうか。意味の重複を除くべきではないでしょうか。</p>	<p>上記回答のとおり、「生活領域」とは「個人の社会生活」という趣旨であるため、その広さを指し示すために「範囲」という文言を使用しております。</p>

<p>この度、取引デジタルプラットフォームの個人間の取引において、何かと問題の多かった、いわゆる「隠れB」と称される販売業者の出現に対し、「販売業者等」の該当性の判断のための基本的な考え方や判断に資する考慮要素を示されたことは、デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益保護に一定の効果を示すと考えます。</p> <p>消費者相談の現場では、Bの判断に「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」を用いていますが、準則はBと判断するハードルが高く、CtoCの取引では、トラブル発生の際など適用される法令も狭められて消費者の利益が守られないため、新しいガイドラインに期待します。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>デジタルプラットフォーム上では誰もが「販売業者等」になりうること、その結果、今後も利用する消費者の利益が害されるおそれのある商品が、販売又は役務提供されることが予想されるため、必要に応じて販売業者等の考慮要素の追加は重要と考えますので、今後、取引デジタルプラットフォーム提供者の予測可能性の向上と消費者利益の保護を図るため、取引デジタルプラットフォーム上の取引の実態等を踏まえ、必要に応じて、具体例、業態・業種別の考慮要素等の追加を行うこととする、とガイドラインに記載されているところ、期間を設けず必要に応じて追加を行うことに賛同いたします。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p><「2. 基本的な考え方」関連></p>	
<p>「現時点においては、本ガイドラインにおいてどのような場合に「販売業者等」に該当するか否か、すなわち「営利の意思」及び「反復継続性」を判断するための考慮要素及び具体例を示すこととする。」に関し、「営利の意思」及び「反復継続性」の外、「販売」と「役務の提供」にも言い及んでいます。「販売」と「役務の提供」を「判断するための考慮要素及び具体例を示す」こととはしない理由は何でしょうか。</p>	<p>本ガイドライン（案）は、「販売業者等」に該当するか否かを判断するにあたり、「営利の意思」及び「反復継続性」という要件が示されるだけでは判断が困難であり、考え方を示すべきであるという御指摘を踏まえて、「営利の意思」及び「反復継続性」を判断するための考慮要素及び具体例をお示ししています。</p>
<p>「現時点においては、本ガイドラインにおいてどのような場合に「販売業者等」に該当するか否か、すなわち「営利の意思」及び「反復継続性」を判断するための考慮要素及び具体例を示すこととする。」に関し、「販売業者等」</p>	<p>法第2条第4項において、「販売業者又は役務の提供の事業を営む者」を「販売業者等」としているため、本ガイドライン（案）においても「販売業者等」という文言を使用しております。「役務の提供」を含め、今後、取引デジタルプラ</p>

<p>と括ると、「商品・特定権利の販売」と「役務の提供」の区別が曖昧になりますが、敢えて曖昧にする理由は何でしょうか。「商品・特定権利の販売」と「役務の提供」をはっきり区別して説明すべきです。</p>	<p>ットフォーム上の取引の実態等を踏まえ、必要に応じて、具体例等の追加を行います。</p>
<p>「そして、実際の個別の事案において「販売業者等」に該当するか否かを判断する際には、これらの考慮要素に該当する事情を始め、当該事案における個別具体的な事情を総合的に考慮して判断されることが適当である。」とあり、「販売業者等」に該当した場合、本法第3条の取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務、本法第4条の取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請、本法第5条の販売業者等情報の開示請求等の対象となることになる。」と記載されているが、判断の基準時に関し、「実際の個別の事案」とは、通常理解では、取引の当事者間で生じた実際の紛争を指すと考えられますが、間違えてないでしょうか。</p>	<p>判断の基準時については、本ガイドライン（案）の「4. 判断の基準時について」に記載しておりますとおり、実際の個別事案において、原則として取引デジタルプラットフォームを利用して取引が行われた時点となると考えられます。</p>
<p>「そして、実際の個別の事案において「販売業者等」に該当するか否かを判断する際には、これらの考慮要素に該当する事情を始め、当該事案における個別具体的な事情を総合的に考慮して判断されることが適当である。」とあり、「販売業者等」に該当した場合、本法第3条の取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務、本法第4条の取引デジタルプラットフォームの利用の停止等に係る要請、本法第5条の販売業者等情報の開示請求等の対象となることになる。」と判断の基準時に関し、「取引当事者間で生じた実際の紛争」における「個別具体的な事情を総合的に考慮して」「販売業者等」に該当するか否かを判断する」のでは、手遅れになる、即ち、「当該取引の適正化及び紛争解決の促進に関し取引デジタルプラットフォーム提供者等の協力を確保する」のに間に合わないのではないのでしょうか。</p>	<p>判断の基準時については、本ガイドライン（案）の「4. 判断の基準時について」に記載しておりますとおり、実際の個別事案において、原則として取引デジタルプラットフォームを利用して取引が行われた時点となると考えられます。その上で、本ガイドライン（案）を参照しつつ「販売業者等」に該当すると考えられる場合には、例えば、本法第3条の取引デジタルプラットフォーム提供者の努力義務が講じられ、本法第5条により販売業者等情報が開示されるなど、取引の適正化及び紛争解決の促進が図られると考えております。</p>
<p>商標法上は「業として」とは、反復継続する意思をもって行う経済的行為と解されており、反復継続の意思があれば一回の行為でも該当すると解されていることに鑑み、「『業として営む』及び役務の提供の『事業を営む』とは、営利の意思を持って反復継続して取引を行うことを指す」とされているが、</p>	<p>最終的には個別具体的な事例の判断となりますが、反復継続の意思がある場合において、一回の行為であることをもって「反復継続性」がただちに否定されるものではないと承知しており、原案のとおりとさせていただきます。</p>

<p>これを「・・・、営利の意思を持って反復継続する意思の下に取引を行うこと」にして頂きたい。</p>	
<p>「販売業者等」であるためには「反復継続性」が必要ならば、1回目の取引が行われた時点において「販売業者等」に該当する者はないと考えられますが、間違えてないでしょうか。</p>	
<p>2.(2)について、一番重要な記述は「そして、実際の個別の事案において「販売業者等」に該当するか否かを判断する際には、これらの考慮要素に該当する事情を始め、当該事案における個別具体的な事情を総合的に考慮して判断されることが適当である」の部分だから、「そして」で改行して目立たせるべき。</p>	<p>御指摘の「そして」で始まる一文は、その前の「したがって」で始まる一文と一体として2(2)における結論を記載しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>個人情報保護法を逸脱しない点が明確でない場合には、取引 DPF 提供者が本人の同意を得ず開示を行うことが非常に困難となるため、取引 DPF 提供者が当該販売業者等への意見聴取の結果、回答がない、販売事業者にあたらなない等の抗弁がある、あるいは、開示に同意しない旨の回答があった場合であっても、取引 DPF 提供者が本法及び関連する規則・ガイドラインに則り、開示請求が要件を満たすと外形的に判断される場合には、開示を行ったとしても個人情報保護法違反とはならない点、「個人情報保護委員会と調整済である」旨を明確にした形で周知を行っていただきたい。</p>	<p>法第5条の開示請求と個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）との関係性については、「取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律施行令（案）」等に関する意見の概要及び当該意見に対する消費者庁の考え方」において、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）との関係では、取引デジタルプラットフォーム提供者が、消費者から法第5条の要件を満たす開示請求を受けた場合において、当該消費者に対し、施行規則（案）第5条に規定されている販売業者等情報を開示することは、「法令に基づく場合」（個人情報の保護に関する法律第16条第3項第1号、同法第23条第1項第1号）に該当するものと考えられます。他方、消費者の開示請求が法第5条の要件を満たしていない場合には、当該消費者に対して販売業者等情報を開示することは、個人情報の保護に関する法律に抵触し得るものと考えられます。」と御回答させていただいたとおりです。</p>
<p>インターネットの普及にともなって、個人間取引が容易となってきたことから、実際には販売業者と同等でありながらも、個人を装って法の適用を逃れようとする者、あるいは、自身が販売業者であると認識せず取引している者がいます。 販売業者かどうかは、消費生活センターにおいて取り扱うことができる案</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

<p>件か判断するにあたって基本的な要素となることから、かねてから重要な問題となっています。特定商取引法や消費者契約法の事業者性の考え方を基本として判断していますが、情報が少なく、適切な判断をすることに困難が伴っています。また、特定商取引法に、「インターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン」がありますが、これまでに消費生活相談において活用されることは少なく、加えて2006年（今から16年前）に作成されたことから、現在の社会情勢は当時とは大きく異なるため、ガイドラインとして活用することが困難です。</p> <p>新しい商品・サービスが次々と販売・提供され、消費者の関心も変化が激しいことから、商品やサービスごとに具体的に例示することは現実的ではなく、かえって誤解を生じさせたり、潜脱されたりがあると考えます。また、個人を装った者が転売する行為は、適切に事業を営む販売業者の利益を阻害したり、メーカーが把握していないところで保管、販売されることで商品の安全性にも不安があります。</p> <p>そのため、基本的な考え方において示されているように、「現時点においては、本ガイドラインにおいてどのような場合に「販売業者等」に該当するか否か、すなわち「営利の意思」及び「反復継続性」を判断するための考慮要素及び具体例を示すこととする。そして、実際の個別の事案において「販売業者等」に該当するか否かを判断する際には、これらの考慮要素に該当する事情を始め、当該事案における個別具体的な事情を総合的に考慮して判断されることが適当である。」という基本的な考え方に賛成します。</p>	
<p>画一的な基準は示されないものの、「販売業者等」の判断基準が示されたことにより、「隠れB」などが「販売業者等」に該当した場合には、消費者の利益の保護が図られるため、画一的な基準を示さず、個別具体的な事情を総合的に判断することが適当である、としている点について大筋では賛同します。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p><「3. 考慮要素及び具体例」関連></p>	
<p>3.（1）の②について、（具体例）で「中元、歳暮、引出物等で自己が受</p>	<p>本ガイドライン（案）の3（1）②の「中元、歳暮、引出物等で自己が受け取っ</p>

<p>け取った贈答品が不要であるために、単発的に取引デジタルプラットフォーム上で販売している」と書くなら、「自己が受け取った贈答品が不要であるために又は使用した商品が不要であるために単発的に販売している場合」と、ここにも「単発的に」としっかり書くべき。</p>	<p>た贈答品が不要であるために、単発的に取引デジタルプラットフォーム上で販売している」という記載は、「自己が受け取った贈答品が不要であるために又は使用した商品が不要であるために販売している場合」の具体例として分かりやすい事情とともに記載しているものであるため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>3. (2) の②の「資格（法律上の根拠）」は「法令上の根拠」とすべきではないか。5. の③で「他法令」という文字が出てくるので、悪徳業者の抜け道を防ぐためにもより広く「法令上」と書くべき。</p>	<p>御指摘を踏まえて、「法令上」と修正いたしました。</p>
<p>3. (2) の③の注4で「長期間にわたって取引デジタルプラットフォームを利用している場合には、自然とロコミ数も増えることとなるため、通常その事実のみをもって「販売業者等」に該当することを推認させる事情にはならないと考えられる」とあるが、「長期間にわたって取引デジタルプラットフォームを利用している場合」は、「営利の意思」と「反復継続して取引を行うこと」を推認される要素となり得るもので、例示として不適切である。</p>	<p>御指摘の記載は、長期間にわたって取引デジタルプラットフォームを利用している場合に、その長期間の利用に伴い「ロコミ」が増加していることのみをもって「販売業者等」に該当することを推認させる事情にはならないという趣旨（例えば、長期間にわたって自己が受け取った贈答品が不要であるために販売した結果、当該期間全体では相当数の「ロコミ」がある場合も想定されます。）であり、「ロコミ」以外の個別具体的な事情により「販売業者等」に該当すると判断されることを排除するものではありませんので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>近年、デジタル分野における CtoC 取引の発展はめざましく、雅号で活動するアーティストが 3D モデルやデジタルイラストを取引 DPF 上で販売するケースは珍しくありません。これらのダウンロード型デジタルデータは在庫が不要であるため、売り上げの数量や金額等の調整が困難であるという特性が存在します。ガイドライン案ではいわゆる情報商材等への言及があるものの、一般的なデジタルデータ取引には一切言及が無い状況にあるため、いわゆる UGC (User Generated Contents) であるデジタルデータ（デジタル同人誌、音声データ、3D データ、デジタルイラスト等、以下同じ）については、販売者が売上数量や利益等を事前に調整するのが困難であるため、単に相当数の販売（ダウンロード）数がある事実のみをもって「販売業者等」への該当性を推認させる事情にはならないことを確認したい。</p>	<p>御指摘のデジタルデータの販売者が実際の個別の事案において「販売業者等」に該当するか否かは、本ガイドライン（案）に記載されている考慮要素に該当する事情を始め、当該事案における個別具体的な事情を総合的に考慮して判断されることが適当であると考えております。</p>

<p>3. (1) の②の『「新品」等の商品』について、特性上「中古」が存在しえないデジタルデータは、基本的にはガイドラインに定められる『いわゆる「新品」や「新古品」等の商品』としての扱いにならないことを確認したい。</p>	<p>実際の個別の事案において「販売業者等」に該当するか否かは、本ガイドライン（案）に記載されている考慮要素に該当する事情を始め、当該事案における個別具体的な事情を総合的に考慮して判断されることが適当であると考えております。</p>
<p>3. (2) の①の『同一商品の複数出品』について、同一のデジタルデータを複数人が購入できるようなプラットフォームにてデジタルデータを販売している場合は、ガイドラインで定められる「メーカー、型番等が全く同一の商品を複数出品している場合」に該当せず、通常その事実のみをもって「販売業者等」への該当性を推認させる事情にはならないことを確認したい。</p>	
<p>3. (1) の③の『特定の商品等のカテゴリー』について、「チケット」が「特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号）別表第 1 第 1 号及び第 2 号に定めるようなもの」とされており、別表第 1 第 2 号には「映画、演劇、音楽、スポーツ、写真又は絵画、彫刻その他の美術工芸品を鑑賞し、又は観覧する権利」との規定が存在するが、いわゆるサブスクリプション等での「購読」「支援」者に限定してデジタルデータを公開する行為を行っている場合には、通常その事実のみをもって「販売業者等」への該当性を推認させる事情にはならないと考えられることを確認したい。</p>	
<p>3. (2) の③の『評価やレビュー等のいわゆる「口コミ」と称されるもの』について、ガイドライン上で定められる『いわゆる「口コミ」』には、販売プラットフォーム以外（会員制交流サイト等）での口コミが基本的には含まれず、販売プラットフォーム以外の場合にいわゆる口コミが多く投稿されている場合には、通常その事実のみをもって「販売業者等」への該当性を推認させる事情にはならないことを確認したい。</p>	<p>本ガイドライン（案）の 3 (2) ③は、商品を購入した者等から一定期間に相当数の「口コミ」があれば「反復継続性」を推認させ得るという観点から記載しているものであり、基本的には商品を購入した取引デジタルプラットフォーム上に記載される「口コミ」を想定しておりますが、当該取引デジタルプラットフォーム以外の場合に記載される「口コミ」については、当該「口コミ」から「反復継続性」が推認されるのか、個別具体的な事情に基づいて判断されることが適当であると考えております。</p>
<p>3 (1) ①において、「いわゆる情報商材のように、販売・提供されている商品・役務の性質上、通常は営利の意思を持って反復継続して取引を行っている」と認められる場合は、「販売業者等」への該当性を推認させる事情になり</p>	<p>本ガイドライン（案）の 2 (2) に記載のとおり、実際の個別の事案において「販売業者等」に該当するか否かは、本ガイドライン（案）に記載されている考慮要素に該当する事情を始め、当該事案における個別具体的な事情を総合的に考慮して判</p>

<p>得ると考えられる」とされているが、いわゆる情報商材を販売・提供していれば、他の要素を考慮することなく、当然に「販売業者等」に当たるということではないという理解でよいか。また、3（1）②以下に記載されたその他の考慮要素及び具体例についても、同様の理解でよいか。</p>	<p>断されることが適当であると考えております。</p>
<p>考慮要素及び具体例について、商品・役務そのものに着目した考慮要素、販売・役務提供の方法や付随事項に着目した考慮要素は妥当です。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>副業意欲の高まりや、ハンドメイドオンラインマーケットの台頭等により、店頭では売られない、様々な「手作り作品」が販売され、活発に取引されています。取引デジタルプラットフォーム上では、商標権を損なう模倣品や、規格不適合の危険な手作り作品（商品）も顕在しています。これらの取引にあたっては「趣味の製作・作品販売である」と免責事項を謳う出品など、販売業者等に該当する相手なのか、消費者は判断しにくい現状がある一方で、新古品の手作り作品が二次流通している現状も実際確認されています。</p> <p>本ガイドラインは「営利の意思」及び「反復継続性」を判断するための考慮要素及び具体例を示すことが目的とありますが、この考慮要素には、「個人で作成したハンドメイド作品の継続販売」が含まれておりません。手作り、ハンドメイド作品であっても、「販売業者等」を推認させる事情になること、及び具体例の反映を希望します。本ガイドラインにおいて、実態を反映した、速やかな反映が必要であると考えます。</p>	<p>御指摘の「個人で作成したハンドメイド作品」を販売している者が「販売業者等」に該当するか否かは、実際の個別の事案において、本ガイドライン（案）に記載されている考慮要素に該当する事情を始め、当該事案における個別具体的な事情を総合的に考慮して判断されることが適当であると考えております。</p>
<p>そもそも任意記載であることが多い口コミに対し、具体例として「一定期間内に継続的に相当数の」という表現は曖昧であり、消費者相談をうけた相談員が、回答基準・対応に迷うのではと危惧します。たとえ取引プラットフォーム上での「口コミ」がない場合であっても、他プラットフォーム上での取引実績が確認されるもの、相場よりも明らかに安い価格での複数同時出品など、消費者が判断に迷う販売・役務提供は、詐欺的なものも含め、発生しているのが現状です。そのため、P3 具体例は、「一定期間内に継続的に相当数の『口コミ』を受けている場合」→「その『口コミ』の内容や投稿状況か</p>	<p>本ガイドライン（案）の3（2）③は、商品を購入した者等から一定期間に相当数の「口コミ」があれば「反復継続性」を推認させ得るという観点から記載しているものです。御指摘の「口コミ」の頻度については、この「一定期間に相当数の」 「口コミ」があるかどうかの判断において考慮されると考えられ、その他の「口コミ」の内容などは、本ガイドライン（案）の2（2）に記載のとおり、実際の個別事案において当該事案における個別具体的な事情として総合的に考慮して判断されることとなりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>

<p>ら、総合的に考慮される場合」とするなど、口コミの数の有無が考慮要素なのではなく、口コミの頻度・内容なども総合的に考慮される、と示されることを希望します。</p>	
<p>本法の「販売業者等」に該当しないとされた販売者が、商標権侵害物品等を CtoC サイトで販売しても関係法令に抵触しないとの誤った解釈に基づき販売を継続することを可能な限り避けるようにして頂きたいと思慮している。</p> <p>「販売業者等」に該当するか否かの点に関しては、ガイドライン上では、該当すると考えられる典型的事例を紹介した上で、この他の場合でも各考慮要素を考慮して状況により総合判断するものとするとのニュアンスを強めて頂くと共に、「販売業者等」に該当しない事例については、他の考慮要素をふまえて該当すると判断されることがある旨を注記して頂きたい。</p>	<p>前者の点については、本ガイドライン（案）の「1. はじめに」において、本ガイドラインは取引DPF消費者保護法の適用対象となる取引を明らかにするものである旨明記しております。</p> <p>後者の点については、本ガイドライン（案）の「2. 基本的な考え方」（2）において、実際の個別の事案において「販売業者等」に該当するか否かを判断する際には、本ガイドライン（案）に記載されている考慮要素に該当する事情を始め、当該事案における個別具体的な事情を総合的に考慮して判断されることが適当である旨明記しております。</p>
<p>多くの事例が示されることにより、今はCであってももしかしたらBに該当するかもしれないと思っているCに予見可能性を高めることになる場合もあると思います。「販売業者等」を判断するにあたって、考慮要素を商品・役務や販売・役務提供の方法や付随事項に着目し、その具体例を示し、さらに適用外のものについても具体例で示したことは、販売者・利用者双方にとって、有益と思われます。さらに時間の経過とともに、様々な商品・役務、販売形態が現れると予想されます。見直しの際にはできるだけ多くの事例を示していただきたい。</p>	<p>本ガイドライン（案）の「1. はじめに」に記載のとおり、今後取引デジタルプラットフォーム上の取引の実態を踏まえ、必要に応じて、具体例、業態・業種別の考慮要素等の追加を行うこととしております。</p>
<p><「4. 判断の基準時について」関連></p>	
<p>「本法第5条の販売業者等情報の開示請求における「販売業者等」の判断基準時については、原則として取引デジタルプラットフォームを利用して取引が行われた時点が基準時となると考えられる。」と示されています。</p> <p>ここでは、「開示請求」における「販売業者等」かどうかについて示したのですが、この考え方は、他の場面でも適用されるべきだと考えます。取引デジタルプラットフォームに登録した際は消費者であったとしても、時間の</p>	<p>御指摘の本ガイドライン（案）の「4. 判断の基準時について」は、本法第5条の開示請求においては特定の取引を対象に開示請求がなされ、取引デジタルプラットフォーム提供者において「販売業者等」の該当性を判断していただくため、どの時点を基準とすべきか考え方を明らかにしておく必要性が高いと考えられるため記載しているものです。本法第3条の努力義務においては取引デジタルプラットフォーム提供者が提供する場において「販売業者等」が取引しているのか、第4条</p>

<p>経過とともに取引経験が蓄積され、取り扱う商品数等が増え、実質的に販売業者になっている可能性もあるため、取引が行われた時点が基準時となると考えます。</p>	<p>の利用停止等の要請においては、誤認表示等に係る商品の販売等をしている者が「販売業者等」に該当するのか、それぞれ判断する必要がありますが、特定の取引のみを対象として判断するわけではない（通常は複数の取引を参照しながら判断することとなると考えられます。）ので、本ガイドライン（案）の4のように考え方を記載する必要はないと考えておりますが、御指摘のとおり考え方は共通であると考えております。</p>
<p>本来であれば、消費者からの販売事業者情報の開示請求をする以前に、その販売者が実際に行っている販売形態を見て、個別具体的な事情から総合的に販売事業者であるか否か判断されるべきと思います。判断基準時については、「原則として取引デジタルプラットフォームを利用して取引が行われた時点が基準点となる」とされていますが、時間の経過とともに「販売業者等」の事情も変わるも、それをいつ誰が判断するのか明確な基準が示されていません。</p> <p>アカウントを取得したときはCであったとしてもその後販売形態が変化した場合など、取引デジタルプラットフォームは当該事業者の取引履歴等の情報を時系列で取得・所有しており、Cから隠れBへの変化等も所有する取引履歴等から判断できると考えられます。よって、原則、取引デジタルプラットフォームが主体的に自社の基準や約款等に照らして、販売業者及び消費者に納得いく説明ができるような判断をすべきと考えます。</p>	<p>御指摘の本ガイドライン（案）の「4. 判断の基準時について」は、本法第5条に基づき取引デジタルプラットフォーム提供者において「販売業者等」の該当性を判断する際に、どの時点を基準とすべきかという考え方を示しているものです。</p>
<p><「5. その他留意すべき事項について」関連></p>	
<p>5. について、①～③に段差をつけて読みやすくすべき。今のものは、ずらっと段差がなく並んでいて読みづらい。</p>	<p>御指摘を踏まえて、修正いたしました。</p>
<p>5. の①について、3. (2) の②で「資格（法律上の根拠のないものを含む。）」と書いているので、「取引デジタルプラットフォーム以外の場（インターネット、現実の場を問わない。）」と「。」を打って揃えたほうがよい。</p>	<p>御指摘を踏まえて、修正いたしました。</p>
<p>5. の①について、「この法律において「販売業者等」とは、販売業者又は役務の提供の事業を営む者（自らが提供する取引デジタルプラットフォーム</p>	<p>御指摘を踏まえて、「原則として「販売業者等」に該当すると考えられる。」と修正いたしました。</p>

<p>を利用して商品若しくは特定権利（特定商取引に関する法律第二条第四項に規定する特定権利をいう。次条第一項第二号及び第四条第一項において同じ。）の販売又は役務の提供を行う場合におけるものを除く。）をいう。」と本法は定義しているので、「販売業者等」を判断する際に、自分で取引デジタルプラットフォームを開設して商品を販売又は役務の提供をしている場合（例えば、Amazon直販のようなもの）を除き、取引デジタルプラットフォーム以外の場で「販売を業」としていれば、「販売業者等」に該当するのではないか。とすると、本法が定める例外をはっきりと書いた上で「販売業者等」に当たると考えられる」としっかり書くべき。</p>	
<p>取引デジタルプラットフォーム以外の場における取引、例えば、実店舗を持っていたり、他の取引デジタルプラットフォームで販売業者として取引を行っていたり、複数の取引デジタルプラットフォームで販売を行い全体として相当数を販売しているなどの場合は販売業者に当たると考えます。</p> <p>そして、消費者や消費生活センター等での調査では十分ではないことが多いと想定されます。そのため、取引デジタルプラットフォーム提供者が、消費者や消費生活センターから販売業者かどうかの確認を求められた場合には、取引デジタルプラットフォーム提供者により可能な限りの調査をしていただくことが大変重要なことと考えます。</p>	<p>取引デジタルプラットフォーム提供者としても、自身のプラットフォームの場で出品等をしている者が、実店舗を有しているのか、他の取引デジタルプラットフォームにおいて取引を行っているかを一律に把握しているわけではなく、取引デジタルプラットフォーム提供者における調査の負担なども考慮する必要があると考えられ、御指摘の点については今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>5. の②について、自分で取引デジタルプラットフォームを開設して商品を販売又は役務の提供をしている場合を除き、「販売業者又は役務の提供の事業を営む者」であれば「販売業者等」に当たるので、「営利の意思を持って反復継続して取引を行うこと」を判断するためには、「他の取引デジタルプラットフォームにおける事情」は「考慮されることがあり得る」ではなく「考慮されるものと考えられる」としっかり書くべき。</p>	<p>上記回答のとおり、取引デジタルプラットフォーム提供者が、自身のプラットフォームの場で出品等をしている者の他の取引デジタルプラットフォームにおける事情を把握できるとは限らないため、「把握できる限りで考慮されることがあり得る。」としております。</p>
<p>5. の③について、「事業者等」とあるが「等」は一体なにか。具体的なものがなければ「等」を付ける必要はないのではないか。</p>	<p>他法令において一概に「事業者」とされているわけではないため、「等」としております。</p>
<p><その他></p>	

<p>本ガイドライン案は、表題のとおり、あくまでも取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（以下「取引 DPF 法」）における「販売業者等」該当性の判断のための基本的な考え方や判断に資する考慮要素等を示すものであり、他の法律における「販売業者等」該当性の判断に影響を及ぼすものではないという理解でよい。</p>	<p>今般策定する本ガイドライン（案）は、取引DPF消費者保護法の趣旨を踏まえて作成しており、取引DPF消費者保護法の適用上の考え方を示すものです。</p>
<p>特商法と本法において、販売業者性について判断が異なる場合には、特商法の特別法としての DPF 法の位置付けが曖昧となるほか、販売業者等にとっては二重の規制がかかることとなってしまうため、特商法における「販売業者」と DPF 法の「販売業者」については、二重規制にならないように配慮いただきたい。</p>	
<p>オークションサイトやフリマアプリサイトなどでは、CtoC 契約と思って契約した場合でも、実際には販売事業者に該当する営利目的の出品や複数出品が認められる場合があります。消費者からの情報を元に、取引デジタルプラットフォーム事業者は調査を行い、開示請求の対象となる事業者であると判明した場合には、速やかに事業者情報の公表・修正をすることを求めます。</p>	<p>本法第 3 条第 1 項第 3 号に基づき、取引デジタルプラットフォーム提供者は、必要に応じて販売業者等の特定に資する情報の提供を求める措置を講ずるよう努めなければならないとされています。このような措置を通じて販売業者等の情報が適切に表示されることとなることが期待されます。</p>
<p>雅号で活動することが前提となっているデジタルデータの取引 DPF については、ガイドラインにて物理取引が前提の取引 DPF とは別の基準を制定することが求められます。ガイドラインについて、取引 DPF の特性や状況の変化を踏まえつつ検討を行っていく必要については国会審議で政府参考人が「考え方を検討するに当たっては、当時からの状況の変化や取引デジタルプラットフォームの特性を踏まえつつ、しっかりとした検討を行ってまいりたいというふうに思っております。」と回答している通りです。取引 DPF 法には、雅号で活動するアーティストの実名が販売業者等情報開示請求によって明らかになってしまうのではないかと懸念が存在し、プライバシー等への配慮が多くクリエイターから強く求められているため、『アーティスト等が雅号で商品を販売することの多い取引デジタルプラットフォームにおいては、「販売業者等」への該当性を推認するにあたって、プライバシー等に十分</p>	<p>本法の対象は、「販売業者等」となっていることから、原案のとおりとさせていただきます。また、御指摘の販売業者等情報の開示請求の手続については、Q&A等を作成し、円滑な運用に努めてまいります。</p> <p>なお、本ガイドライン（案）の「1. はじめに」において今後、取引デジタルプラットフォーム上の取引の実態を踏まえ、必要に応じて、具体例、業態・業種別の考慮要素等の追加を行うこととしており、今後、必要に応じて、御指摘のような場合も含め具体例等の追加を図ってまいります。</p>

<p>考慮することが求められる。』と追記するように求めます。</p>	
<p>仮想空間上のインターネットであっても、現実世界の売買取引と共通するものは人対人の取引である事。その取引は現実世界でも、対面し顔を見れば怪しいとは感じられるときもあるかもしれないが、文面と写真では業者か否かを分別することは不可能である。</p> <p>個人間取引と業者取引を面識のない、文面だけのやりとりで提供物を譲渡することは、販売方法や取引形式を問わず、「インターネット上で売買契約(金銭との対価)を行った場合全てに当てはまる」と「販売業者等」を規定してしまった方が、その後の規定や裁判での等の部分の該当か否かをもめる必要が無い。</p> <p>最初の法律の規定で全ての取引に該当することという形式にすることで、その後の問題によって規定の追加を行いやすい形となる。</p>	<p>御指摘のいわゆるCtoC取引については、本法の適用対象からは除かれていますが、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>「取引デジタルプラットフォーム提供者の予測可能性の向上と消費者利益の保護」を図るべく「販売業者等」に該当しえる者に対し前広に「販売業者等」として処置するべきということをベストプラクティスとして記載すべきです。</p>	<p>御指摘の点については、本法の適用対象となる取引を明らかにすることを目的とする本ガイドライン(案)に記載することとはいたしません、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>
<p>本ガイドラインは、インターネットオークションを包摂する概念である取引 DPF において、一定量又は一定額以上であれば「販売業者等」に該当するといった画一的な基準を定めることは困難であるとの認識を前提とし、さらに、具体的な数値基準を設けることが、かえって事業者側の法規制潜脱の契機となることから、個別具体的な事情を総合的に考慮して事業者性を判断することを内容としており適切である。</p> <p>販売業者の判断基準については特定商取引法の通信販売に関して「インターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン」があるが、本ガイドラインと同様に販売業者等を営利の意思を持って反復継続して取引を行う者という概念から導いているものの、本法の目的や規制のあり方から考えると、法によって異なるガイドラインを設けることは何ら矛盾しな</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>

<p>いものと思われるし、むしろ考慮要素から商品のみならず役務提供も含めて個々に総合判断する本ガイドライン案の方が適切とも思われる。</p> <p>また、判断時についても、取引時を基準とすることは、本法では事業者の個々の取引行為について問題となるものであるから、適切であると考ええる。</p> <p>ガイドライン適用についての事例集積に伴って具体的事例等の追加など適時に改訂を行ってもらうことが望ましいものと考ええる。</p>	
<p>販売業者の方が、個人として取引 DPF 提供者のサービスを利用することは通常よくあることである。本法において、一度販売業者と判断された方も、それ以降に消費者として利用を希望する場面が生じ得る。他方で、不正対策のため、1人1アカウントに制限しているサービスが多い現状では、販売業者とされた方が新たにアカウントを開設できないことがある。</p> <p>このため、本法において販売業者と判断された方も、それ以降に消費者として利用を希望する場合には、「従前のアカウントで消費者として個人間取引を利用したい」という意向が尊重されるような運用を認めていただきたい。</p>	<p>御指摘のような場面で、「販売業者等」に該当するか否かは、当該取引デジタルプラットフォームにおいてどのような形でアカウント等の表示がなされているかなどを含め、個別具体的な事情を総合的に考慮して判断されることが適当であると考えております。</p>
<p>本ガイドラインは、CtoC プラットフォームの出品者についてもその一部が「販売業者等」と解釈され、本法の対象になりうるものであるが、今後、本ガイドラインの改定を重ねることで、「販売業者等」に当たらない一般消費者である出品者が「販売業者等」と判断されてしまうことについて懸念がある。</p> <p>「販売業者等」に当たらない一般消費者である出品者であっても、販売している商材の危険性などに応じて、何らか購入者の救済を行う必要が発生した場合においては、本ガイドラインによる対象の拡大という手法によるのではなく、CtoC プラットフォーム提供者による自主的な紛争の解決や、既存の取り組み等での救済の可否等を検討した上で、CtoC プラットフォームの問題に関する議論を別途協議、検討を進める必要があると付言する。</p>	<p>御指摘の点については、今後の施策の検討に当たって参考とさせていただきます。</p>